

内閣府 規制改革推進会議  
第10回成長戦略ワーキンググループ 御中

# 「デジタルファースト」を加速するための 電子署名法・商業登記法等の規制緩和の必要性

2020年5月12日  
弁護士ドットコム株式会社  
クラウドサイン事業本部

# エグゼクティブサマリー

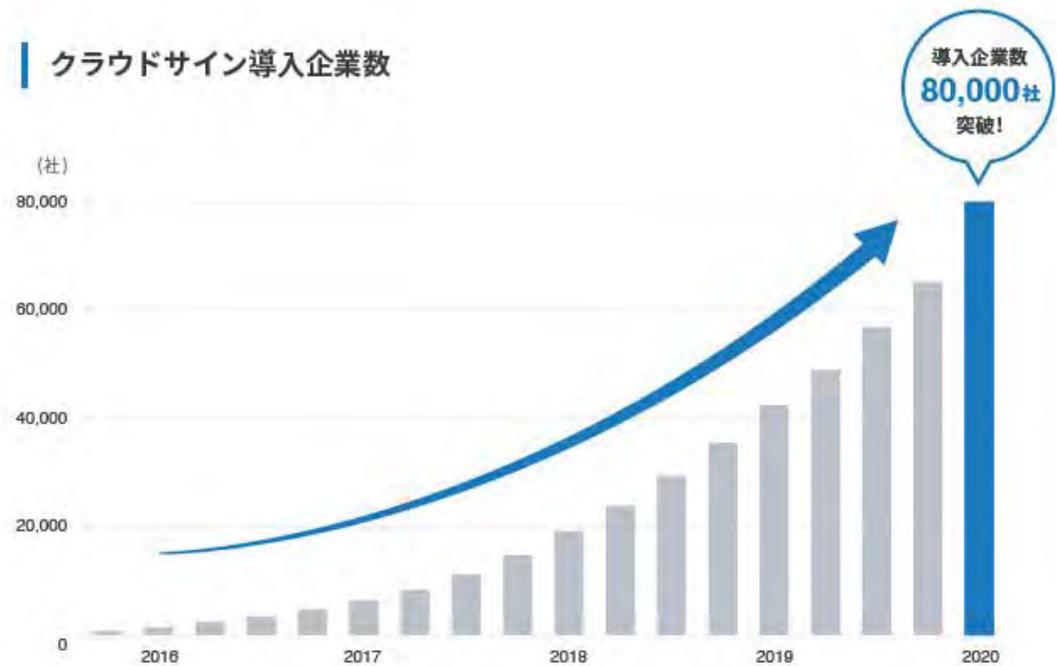
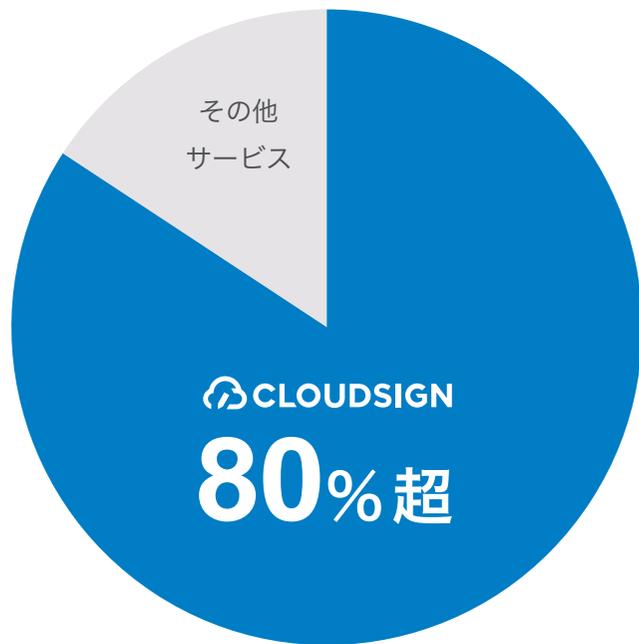
- ・クラウド技術の進展に伴い、電子署名・電子契約サービスのニーズは拡大するも、導入に躊躇する民間企業は少なくない
- ・その主な原因は、「押印が主・電子署名は従」としてきた法制度および行政実務にある
- ・諸外国同様、電磁的に作成される署名・文書にも広く法的効力を認めていくことが、デジタルファーストの加速に資するものと考え

# 弁護士ドットコム株式会社（2014年東証マザーズ上場）が提供する クラウド型電子契約サービス「クラウドサイン」

書類をアップロードし、相手方（受信者）がメール認証を経て同意すると  
弁護士ドットコムが書類に電子署名と認定タイムスタンプを付与  
受信者のコスト負担なく書類をデジタルに証拠化

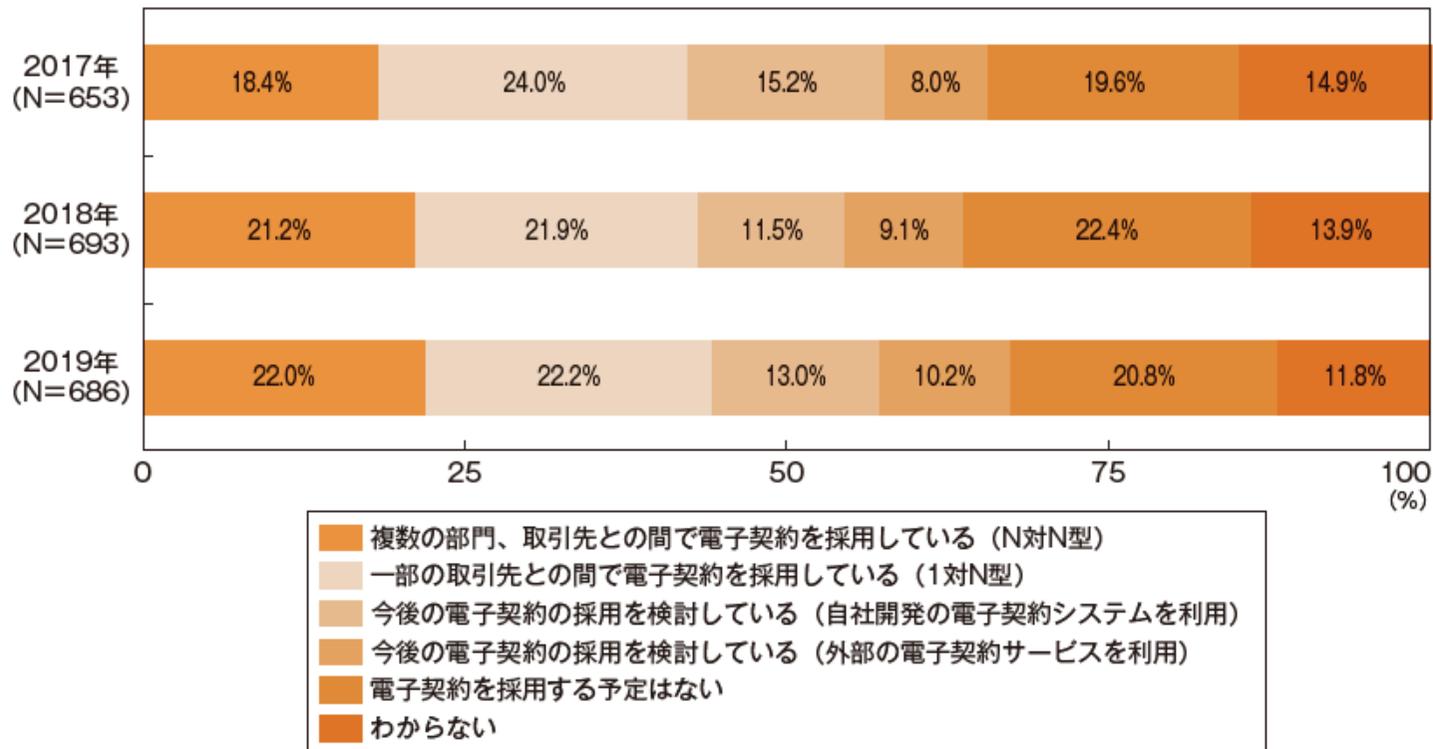


## 2015年10月にサービス開始 電子契約市場でシェアNo.1※



※電子契約サービス主要12社において、有償・無償を含む発注者側ベースでの利用登録社数 (株) 矢野経済研究所調べ 2019年7月現在

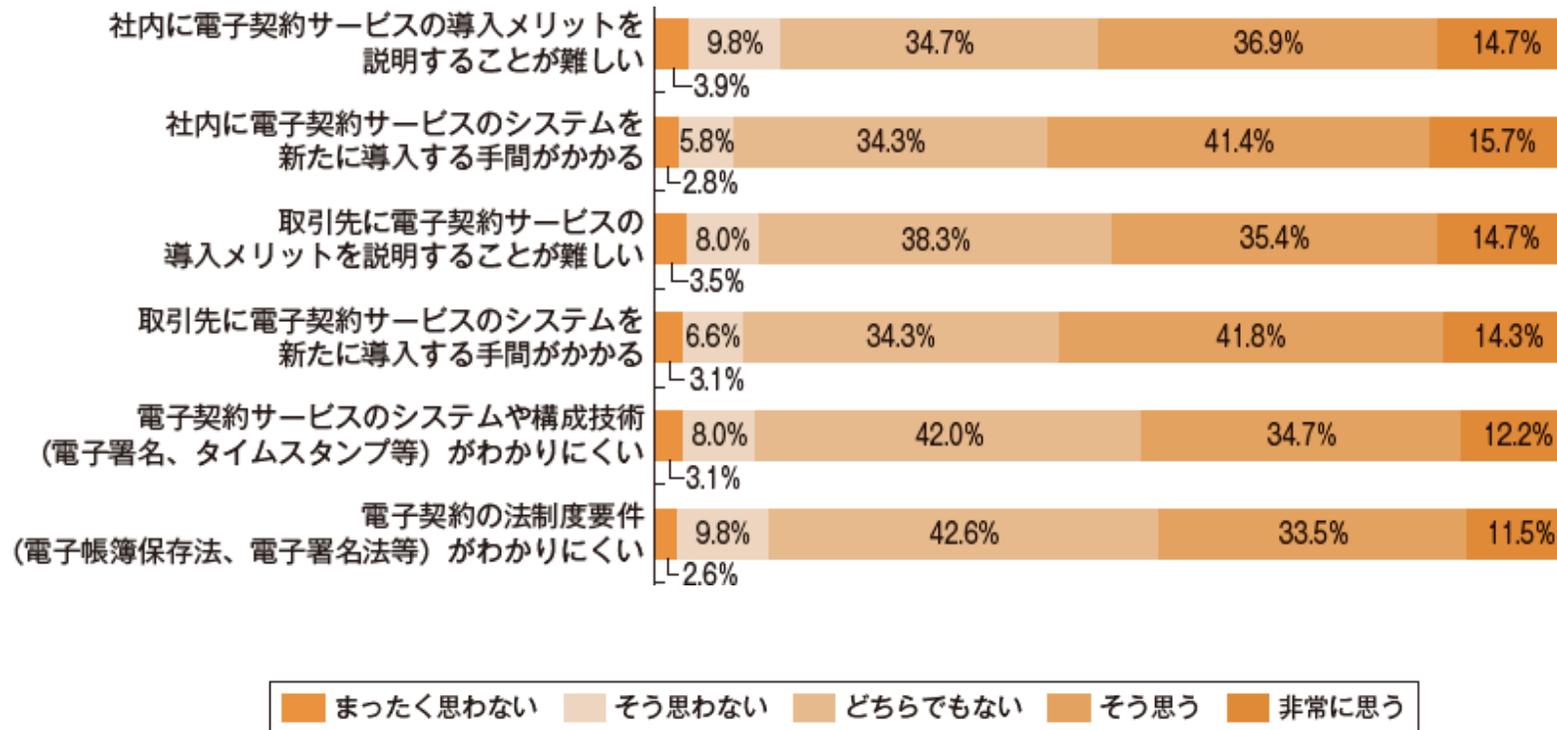
## しかし電子契約の採用率は44.2%（2019年 一部採用を含む） 日本ではまだ浸透しているとは言い難い状況



一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC） 「IT-Report 2019 Spring」

## 電子契約普及の障壁は「説明コスト」

登記添付書類に使用できないなど、法制度のわかりにくさを指摘する声も



一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) 「IT-Report 2019 Spring」

# 押印さえあれば推定効を認める民事訴訟法に対し 電子署名の推定効発生にさまざまな要件を課す電子署名法

## 民事訴訟法 228条4項

私文書は、

本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、

真正に成立したものと推定する。

## 電子署名法 3条

電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、

当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、

真正に成立したものと推定する。

### 同法2条1項

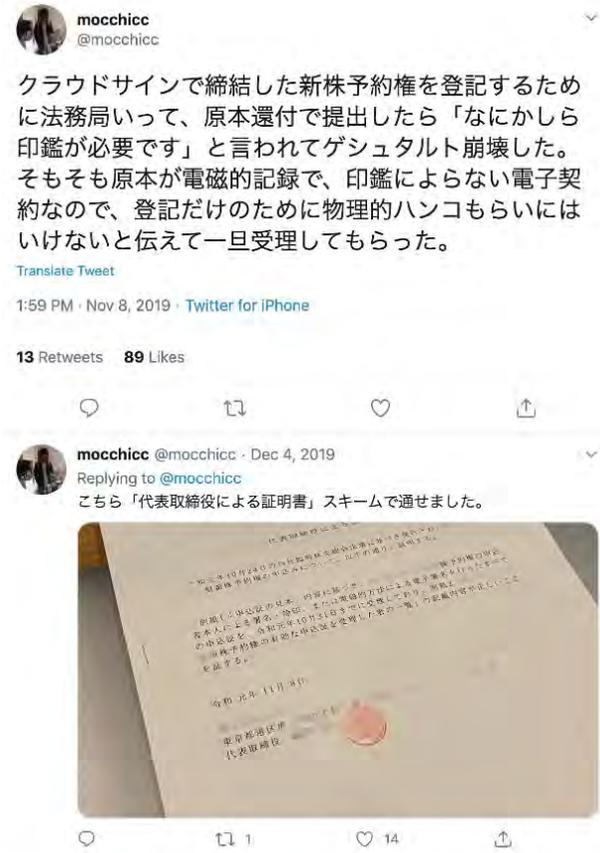
この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（略）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

# 実印を用いずとも法的効力が広く認められる押印と比較し 電子署名に対する過度な法規制が普及の障壁に

|              | 押印  | 電子署名   |
|--------------|---|--|
| 対象となる文書      | 私文書であれば限定なし                                     | 個別法で厳格な書面性を要求する文書には利用できない<br>例：定期借家契約（借地借家法）、消費者との契約内容書面（特定商取引法）、取締役会議事録等の登記申請添付書類（商業登記法）など  |
| 推定効を得る主体     | 法人・自然人の限定なし                                     | 自然人のみ（電子署名法3条・6条、施行規則5条、商業登記法12条の2）  |
| 必要なもの        | 印章のみ<br>印鑑証明書がなくとも、法的な有効性とは無関係                  | 「符号及び物件」として、秘密鍵・電子証明書を格納したICカード・磁気ディスク・PC等、が全当事者に必要（電子署名法3条括弧書き）   |
| 入手手段         | ハンコ店・文房具店・百円ショップ・ネット通販等<br>どこでも購入可、業規制なし        | 認証事業者から発行を受ける必要あり（電子署名法4条以下）   |
| 入手できない際の代替手段 | 署名  | 代替手段なし   |
| 品質基準         | なし  | 「特定認証事業」が採用すべき暗号方式を法定し（電子署名法施行規則2条）、主務大臣による認定制度あり（同法4条以下）。なお商業登記の申請は代表者の電子署名を法務局の認証によるものに限定し、電子署名法に基づく民間認証では不可（商業登記法12条の2、商業登記規則36条ほか） |
| 有効期間         | なし  | 5年以内<br>「電子証明書の有効期間は、五年を超えないものであること。」（電子署名法施行規則6条1項4号）と規制  |
| 代理の方法        | 条文（民事訴訟法228条4項）上で代理が想定されていることに加え、印章を貸与すれば押印代理も可 | 条文（電子署名法3条）上本人行為性が強く求められており、代理は想定されていない cf 電子委任状法  |

# 特に登記申請時添付すべき契約書面・取締役会議事録等について 行政サイド（法務局）から取扱いを拒否される事例に悩まされる企業は多い



2019年11月8日、新株予約権登記でクラウドサインで締結した契約書を添付したところ、法務局は当該申請を拒絶

代表取締役実印を押印した原本証明書に電子契約のコピーを添付して法務局を再訪、ようやく登記申請が通った事例

<https://twitter.com/mocchicc/status/1192667878224302080> 2020年5月8日最終アクセス プライバシー保護のため代表者氏名を一部マスキング

# こうした押印・書面交付原則に対し 経済団体からも見直し要請が強く出されている

## 【参考】アナログ原則撤廃リスト 具体例①

| 対象となる法令  | 改正目的・内容   | アナログ原則との関係       |
|--|---|------------------|
| 薬機法4条、9条の3、36条の4、36条の6等  | ➤ <b>薬局医薬品及び要指導医薬品の対面規制の撤廃</b><br>➤ 処方箋薬、薬局医薬品、要指導医薬品に係る対面規制の撤廃<br>➤ 「要指導医薬品」というカテゴリーの撤廃                                | ①対面/面前原則         |
| 電子処方箋の運用ガイドライン等  | ➤ <b>処方箋の完全電子化</b><br>➤ 現行は患者が処方箋1Dに記載された『電子処方箋引換証』の紙を薬局に持参することとなっているが、医療機関から患者への処方箋のオンライン送信を可能にする。                     | ②書面交付原則<br>⑥出頭原則 |
| 金融商品取引法等   | ➤ <b>金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化</b><br>➤ 金融商品取引契約等では、法令上、説明方法として、事業者側が電子交付をデフォルトの方法として選択できるようにする。               | ②書面交付原則          |
| 宅建業法上の解釈等  | ➤ <b>不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁</b><br>➤ ITを活用した不動産取引の重要事項説明について、社会実験の結果、賃貸は解禁されているがその他の分野についての解禁が課題として残っている。              | ①対面/面前原則         |
| 宅建物取引業法34条の2、35条、37条等  | ➤ <b>不動産取引における重要事項説明書等の電子化</b><br>➤ 不動産取引における重要事項説明書、媒介契約書面及び37条書面について現行法令上「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの電磁的方法による交付も認めることとする。    | ②書面交付原則          |
| 借地借家法22条、38条、39条等  | ➤ <b>借地借家契約の電子化</b><br>➤ 借地借家法上、「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの電磁的方法も認めることとする。  | ②書面交付原則          |
| 消費税法8条、消費税法施行令18条、消費税法施行規則6条・7条、消費税法基本通達8-2-1、8-2-2、経産省・観光庁作成の『消費税免税店の手引き』 | ➤ <b>免税手続店カウンターでの物品同一性の確認のデジタル化</b><br>➤ 外国人旅行者向け消費税免税制度における『物品の同一性確認(物品とレシートとの照合)の手段』が目視に限定されているので、スマホのカメラ機能の活用等も認めるべき | ⑧人目視調査原則         |

25

## 【参考】アナログ原則撤廃リスト 具体例②

| 対象となる法令                  | 改正目的・内容   | アナログ原則との関係          |
|--------------------------|---|---------------------|
| 診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)等  | ➤ <b>オンライン診療における対面よりも限定された診療報酬付与要件緩和</b><br>➤ オンライン診療が適用される疾患が限定され、また適用がある疾患についても診療報酬を付与する要件が相当限定されており、電話等再診とは別にオンライン診療料の評価がされた後の方が、オンライン診療の利用が減っていることを踏まえ、適用疾患の制限、要件の緩和を早急に行う。 | ①対面/面前原則            |
| 旅行業法第12条の4、第12条の5、施行令第1条 | ➤ <b>旅行業における契約内容に関する電子書面交付デフォルト化</b><br>➤ 法令上、事業者側が電子交付をデフォルトの方法として選択できるようにする。  | ②書面交付原則             |
| 労働者派遣法施行規則21条3項、4項       | ➤ <b>労働者派遣契約の締結における書面記載という書面原則の撤廃</b><br>➤ 労働者派遣契約の必要契約事項について契約当事者に対して書面に記載させることとしていることについて、電磁的手段でもよいこととする。   | ②書面交付原則<br>③押印原則    |
| 道路運送法、関係通達               | ➤ <b>運行管理における対面点呼原則の撤廃</b><br>➤ 現行法令では対面で点呼を実施するのが原則となっているが、必要な予め防止対策を講じた上で、ITの利用を全面的に認める。(一部規制緩和されたが、グループ企業内でも他の事業者の管理はできないなど制限あり)   | ①対面/面前原則<br>②現場配置原則 |
| 対内直接投資等に関する命令            | ➤ <b>事前届出、事後報告の書面原則の撤廃</b><br>➤ 外為法の改正により届出の対象範囲拡大したが、依然として書面での申請が必要となっており、オンラインでの申請も可能とする。   | ②書面原則               |
| 出入国管理及び難民認定法施行規則         | ➤ <b>在留資格証明書の原本原則要件緩和</b><br>➤ 新型コロナウイルスの影響で国際郵便の引受が停止されている国もあり、証明書原本や自署が必要な書類のやり取りができないが、それでも原本しか認められない、非常時として就学・就業先への事前確認が済まずなどの対応を行えるようにする。                                  | ⑨原本原則               |

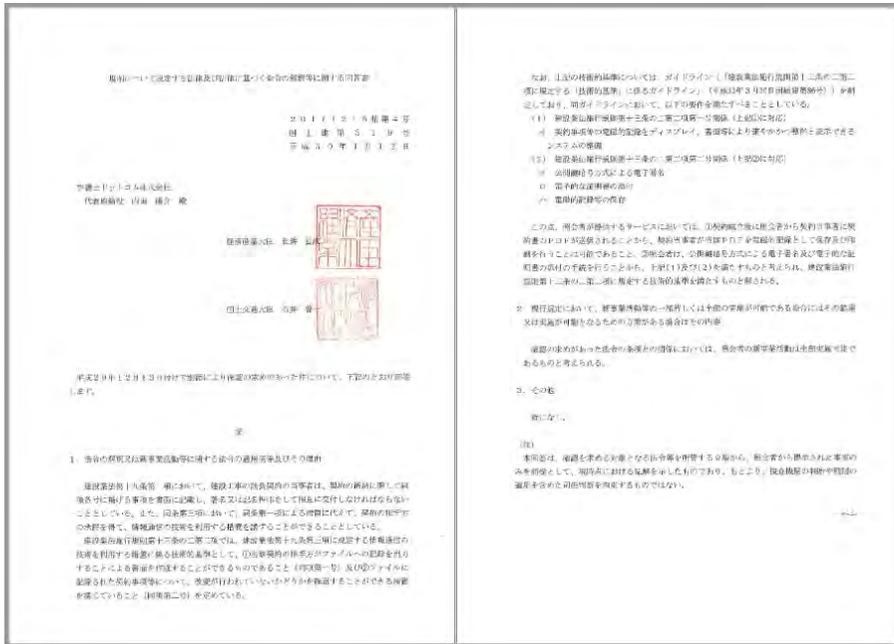
26

新経済連盟「コロナ問題を契機とした規制・制度/経営・業務改革～デジタルXの未来を今に～」

<https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/2020/04/presentation20200409fix.pdf> 2020年5月8日最終アクセス

# グレーゾーン解消制度なども活用しているものの 個別法の各論ごとの対応では、時代の変化のスピードに追いつけない

経済産業大臣・国土交通大臣から 弁護士ドットコム株式会社 宛  
「規制について規定する法律及び法律に基づく命令の解釈等に関する回答書」



請負契約の書面化義務を規定する建設業法  
に関し、クラウドサインが同法規定の電子  
署名の要件を満たすか不明確であった

2017年夏頃からの数ヶ月に渡る手続きと説  
明の結果、翌年2018年1月によようやく

「建設業法施行規則第十三条の二の第二項  
に規定する技術的基準を満たすものと解さ  
れる」

旨の回答をいただく

2018年1月29日付 経済産業省ニュースリリース <http://www.meti.go.jp/press/2017/01/20180129001/20180129001.html>

# これまでの「押印が主で電子署名は従」とする規制を抜本的に見直し 電磁的に作成される署名や文書を正面から肯定（デジタルファースト）すべき

米国・EUでは、署名や契約が電磁的なものであることを理由として  
法的効力を否定してはならないことを法令に明記している

US eSign Act（アメリカ合衆国連邦電子署名法）

EU eIDAS Directive（欧州連合eIDAS規則）

## **TITLE I—ELECTRONIC RECORDS AND SIGNATURES IN COMMERCE**

### **SEC. 101. GENERAL RULE OF VALIDITY.**

(a) **IN GENERAL.**—Notwithstanding any statute, regulation, or other rule of law (other than this title and title II), with respect to any transaction in or affecting interstate or foreign commerce—

(1) a signature, contract, or other record relating to such transaction may not be denied legal effect, validity, or enforceability solely because it is in electronic form; and

(2) a contract relating to such transaction may not be denied legal effect, validity, or enforceability solely because an electronic signature or electronic record was used in its formation.

## *SECTION 4 Electronic signatures*

### *Article 25*

#### **Legal effects of electronic signatures**

1. An electronic signature shall not be denied legal effect and admissibility as evidence in legal proceedings solely on the grounds that it is in an electronic form or that it does not meet the requirements for qualified electronic signatures.
2. A qualified electronic signature shall have the equivalent legal effect of a handwritten signature.
3. A qualified electronic signature based on a qualified certificate issued in one Member State shall be recognised as a qualified electronic signature in all other Member States.

左 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-106publ229/pdf/PLAW-106publ229.pdf> 2020年5月8日最終アクセス

右 [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L\\_.2014.257.01.0073.01.ENG](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2014.257.01.0073.01.ENG) 2020年5月8日最終アクセス